

「クレーン等に関する法令」新旧対照表 (18訂第5版2刷⇒18訂第5版3刷)

項目	テキストページ	項番	行・図表	旧(18訂第5版2刷)	新(18訂第5版3刷)
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 18T-5H-2Z	表紙・背表紙・裏表紙 18T-5H-3Z
奥付				2022年11月15日 18訂第5版2刷	2024年4月15日 18訂第5版3刷
目次				第2章 クレーン 第4節 性能検査(第40条～第43条) 第3章 移動式クレーン 第4節 性能検査(第81条～第84条) 第4章 デリック 第4節 性能検査(第125条～第128条)	第2章 クレーン 第4節 性能検査(第40条～第43条の2) 第3章 移動式クレーン 第4節 性能検査(第81条～第84条の2) 第4章 デリック 第4節 性能検査(第125条～第128条の2)
関係告示	163			クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 令和3年3月25日厚生労働省告示第101号 (講師)第1条(法)別表第20第14号及び第15号 14 床上操作式クレーン運転技能講習 学科講習 原動機及び電気に関する知識 1 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 令和5年11月22日厚生労働省告示第312号 (講師)第1条(法)別表第20第14号及び第15号 14 床上操作式クレーン運転技能講習 学科講習 原動機及び電気に関する知識 1 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)であること。
	167			(講習科目の受講の一部免除) 第3条 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和3年国土交通省告示第102号)に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 ※2(略)	(講習科目の受講の一部免除) 第3条 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第2次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第1条第1項第2号若しくは第6号に定められた検定種別に該当するものに合格した者 ※2(略)
関係法令	189			労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和4年2月24日政令第51号	労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和5年9月6日政令第276号
	190			労働安全衛生規則(抄) 改正 令和4年8月22日厚生労働省令第112号	労働安全衛生規則(抄) 改正 令和5年12月27日厚生労働省令第165号
	201			機械等検定規則(抄) 改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号 (型式検定合格証の有効期間) 第10条 2 令第14条の2第5号及び第6号に掲げる機械等 5年	機械等検定規則(抄) 改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号 (型式検定合格証の有効期間) 第10条 2 令第14条の2第5号、第6号、第13号及び第14号に掲げる機械等 5年

項目	型式 ページ	項番	行・図表	旧（18訂第5版2刷）	新（18訂第5版3刷）
	202. 203			<p>(型式検定合格標章)</p> <p>第14条 法第44条の2第5項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所（令第14条の2第5号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式のもの」という。）にあつてはろ過材及び面体ごとに、ろ過材の取替えができないもの（以下「使い捨て式のもの」という。）にあつては面体ごとに、同条第6号の防毒マスクにあつては吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）及び面体ごとにそれぞれの見やすい箇所に、型式検定合格標章（様式第11号）を付すことにより行わなければならない。</p>	<p>(型式検定合格標章)</p> <p>第14条 法第44条の2第5項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所（次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごとにそれぞれの見やすい箇所）に、型式検定合格標章（様式第11号）を付すことにより行わなければならない。</p> <p>1 令第14条の2第5号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式のもの」という。）であつて、吸気補助具が付いているもの（以下「吸気補助具付きのもの」という。）で、かつ、吸気補助具が分離できるもの 吸気補助具、ろ過材及び面体</p> <p>2 令第14条の2第5号の防じんマスクのうち、吸気補助具付きのもので、かつ、吸気補助具が分離できないもの ろ過材及び面体</p> <p>3 令第14条の2第5号の防じんマスクのうち、取替え式のものであつて、吸気補助具付きのもの以外のもの ろ過材及び面体</p> <p>4 令第14条の2第5号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができないもの（以下「使い捨て式のもの」という。） 面体</p> <p>5 令第14条の2第6号の防毒マスク 吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）及び面体</p> <p>6 令第14条の2第13号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの 電動ファン、ろ過材及び面体等（面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号から第9号までにおいて同じ。）</p> <p>7 令第14条の2第13号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの ろ過材及び面体等</p> <p>8 令第14条の2第14号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの 電動ファン、吸収缶（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものに具備されるもののうち、ろ過材が分離できるものにあつて、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材。次号において同じ。）及び面体等</p> <p>9 令第14条の2第14号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの 吸収缶及び面体等</p>